

# 地方創生における小さな拠点の取組について

---

平成29年4月10日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

# まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略（2016改訂版）」の全体像（詳細版）

※平成26年12月27日閣議決定 平成28年12月22日改訂



# まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）－主なポイント－

## アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域におけるしごと創出</li><li>・【新】遊休資産（空き店舗、遊休農地、古民家等）の活用</li></ul>
東京一極集中の是正	<p>（東京圏への転入超過は4年連続で拡大し、12万人程度）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・【新】地方大学の振興等</li><li>・【新】地方創生インターンシップの推進</li><li>・地方就業者の奨学金返還支援制度の全国展開</li><li>・「生涯活躍のまち」構想の実現</li></ul>
【新】ライフスタイルの 見つめ直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方生活の魅力の再発見、発信</li><li>・郷土への誇り・愛着の醸成</li><li>・歴史の発掘、地域文化の振興</li></ul>
地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 （政策パッケージ）	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする</li><li>2. 地方への新しいひとの流れをつくる</li><li>3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</li><li>4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</li></ol>

## 「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢	人材支援の矢	財政支援の矢
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域経済分析システム（RESAS）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方創生人材支援制度</li><li>・地方創生カレッジ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方創生関係交付金</li><li>・企業版ふるさと納税</li></ul>

### Ⅲ. 今後の施策の方向

#### 1. 政策の基本目標

（4）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（イ）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

##### 【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

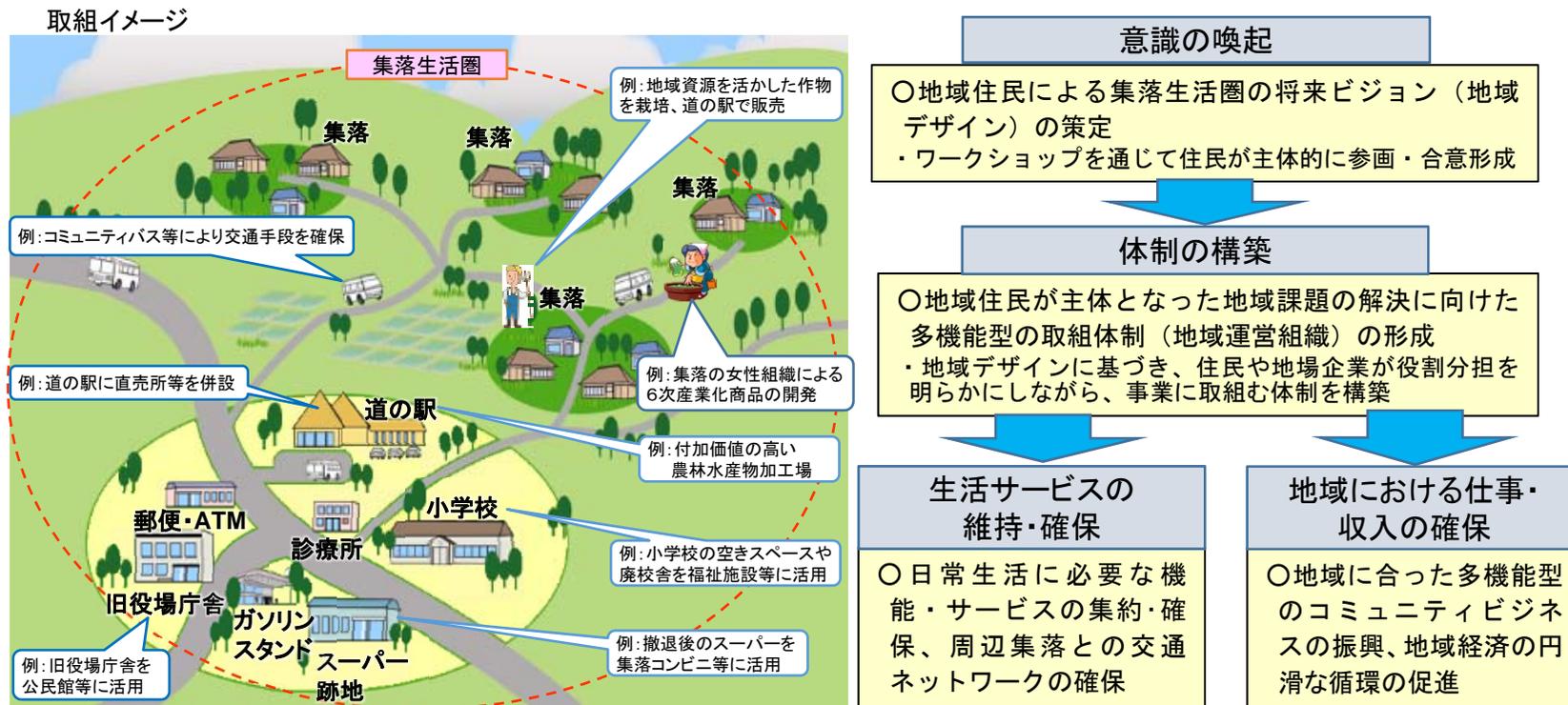
このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進するとともに、地域運営組織の持続的な活動のため、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。

##### 【主な重要業績評価指標】

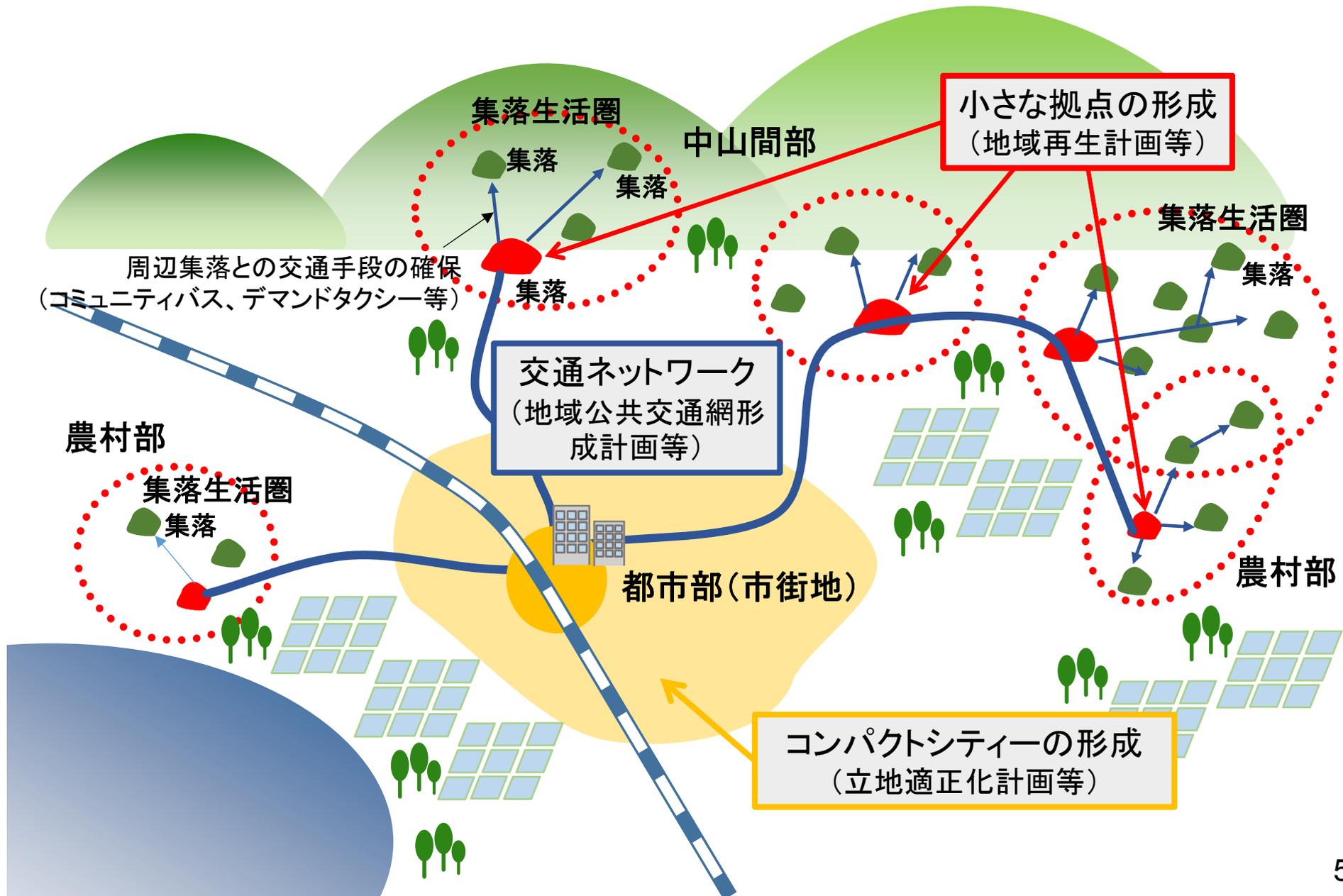
- 小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す
- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000団体を目指す。

# 「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成

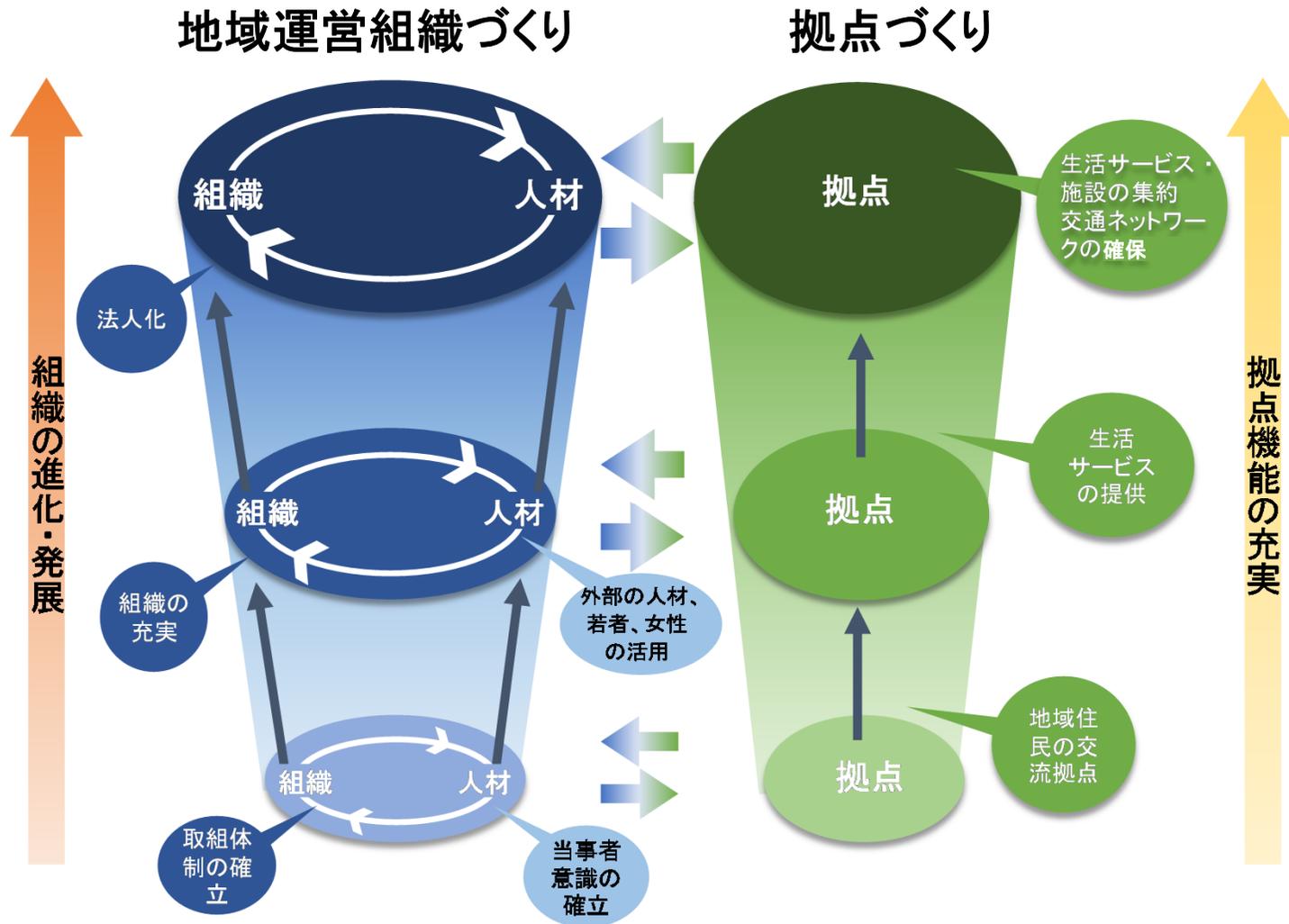
- ◎中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）の形成が必要。
- ◎必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成（集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化）が必要。
- ◎2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所（2016年度 722箇所）、地域運営組織を全国で3,000団体（2015年度 1,680団体）形成する。



# 小さな拠点と交通ネットワークの広域イメージ



# 「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント



地域住民による活動のステップ



地域住民の暮らしの拠点形成

# 「小さな拠点」づくりに向けた地域住民による活動ステップ

## ステップ① 【意識の喚起－内 発的な計画づくり】

- 地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定
  - ・今後の地域の在り方について、地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定します。

## ステップ② 【取組体制の確立】

- 地域住民が主体となった持続的な取組体制（地域運営組織）の形成
  - ・持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成します。

## ステップ③ 【生活サービスの 維持確保】

- 日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、  
周辺集落との交通ネットワークの確保
  - ・日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進します。

## ステップ④ 【仕事・収入の 確保】

- 地域にあった多機能型のコミュニティビジネスの振興、  
地域経済の円滑な循環の促進
  - ・コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促します。（複数の事業を組み合わせる取組や横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する必要があります。）

# 小さな拠点・地域運営組織の取組例

## 【ポイント】

- 小学校区や旧村のエリアにおいて、地域の課題に対応した事業の実施
- 自治会、町内会や婦人会、社会福祉協議会、農協など既存の組織・団体と連携

高齢者が多いが見守る人がいない・・・

### ○高齢者の見守り

- ・定期的な高齢者の住宅訪問と声かけ
- ・他の事業(市から受託した水道検針、お弁当の宅配)実施時に、声かけ
- ・災害時に備えて、援助の必要な人の把握と、被援助者の登録管理

集落唯一の商店もなくなり、車の運転も限界・・・

### ○生活サービス

- ・撤退した商店やガソリンスタンドを地域運営組織が借り受けて運営
- ・地域の公民館に商店を運営
- ・買い物代行サービスの実施
- ・宅配弁当サービスの実施

### ○交通の確保

- ・地域運営組織が運営する商店への無料送迎サービス
- ・自治体の補助を受けてミニバンを購入し、自家用有償旅客運送事業の実施

日中の居場所がない、子育てに不便・・・

### ○コミュニティづくり

- ・空き店舗を活用した地域住民の交流サロンの設置・運営
- ・婚活イベントの実施

### ○子育て・地域社会教育

- ・保育園や学童保育の運営
- ・中高生の地域づくり活動への参加の受け皿
- ・公民館の指定管理による生涯学習活動

農業の後継者がいない、働き口がない・・・

### ○農林業・特産品

- ・農事組合法人を設立し、共同して農業を実施
- ・地域の農産物を生かして、特産品を開発
- ・道の駅の指定管理を受けて、物産品を販売

地域に誰も来ない・・・

### ○移住者の受け入れ、農村交流

- ・古民家を改修して、農泊を実施
- ・廃校舎を改修し、移住者のお試し居住に活用

# 行政の支援例

## 【ポイント】

- ・地域運営組織の立ち上げ・運営にあたっては、行政(市町村)の支援が必要不可欠
- ・地域づくりのパートナーとして、地域課題の解決に向けて、協働して取り組むことが有効

### ○体制の確立

- ・支所も含め市町村役場内に地域支援の体制・組織づくり
- ・各地域担当職員の配置による地域との総合的な対応の実施
- ・地域でのワークショップ開催への市町村の積極的な関与・支援



- ✓ 地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、全庁的に支援
- ✓ 地域運営組織の立ち上げや持続的な運営をサポート

### ○活動拠点・資金の確保

- ・公民館等の地域の交流拠点施設の指定管理
- ・自治会や各種協議会等に個別に委託していた事業(交通安全、青少年育成、保険指導、環境美化等)を地域運営組織に一括化
- ・従来の個別補助金を統合し、活動運営資金のための補助金・交付金による支援



- ✓ 指定管理等により活動拠点を確保
- ✓ 事務局員の人件費も含め、行政からの支援(指定管理料や交付金等)により、資金を確保
- ✓ 事業を一括して行うことにより、地域のことがなんでも把握できるように

### ○人材育成・確保

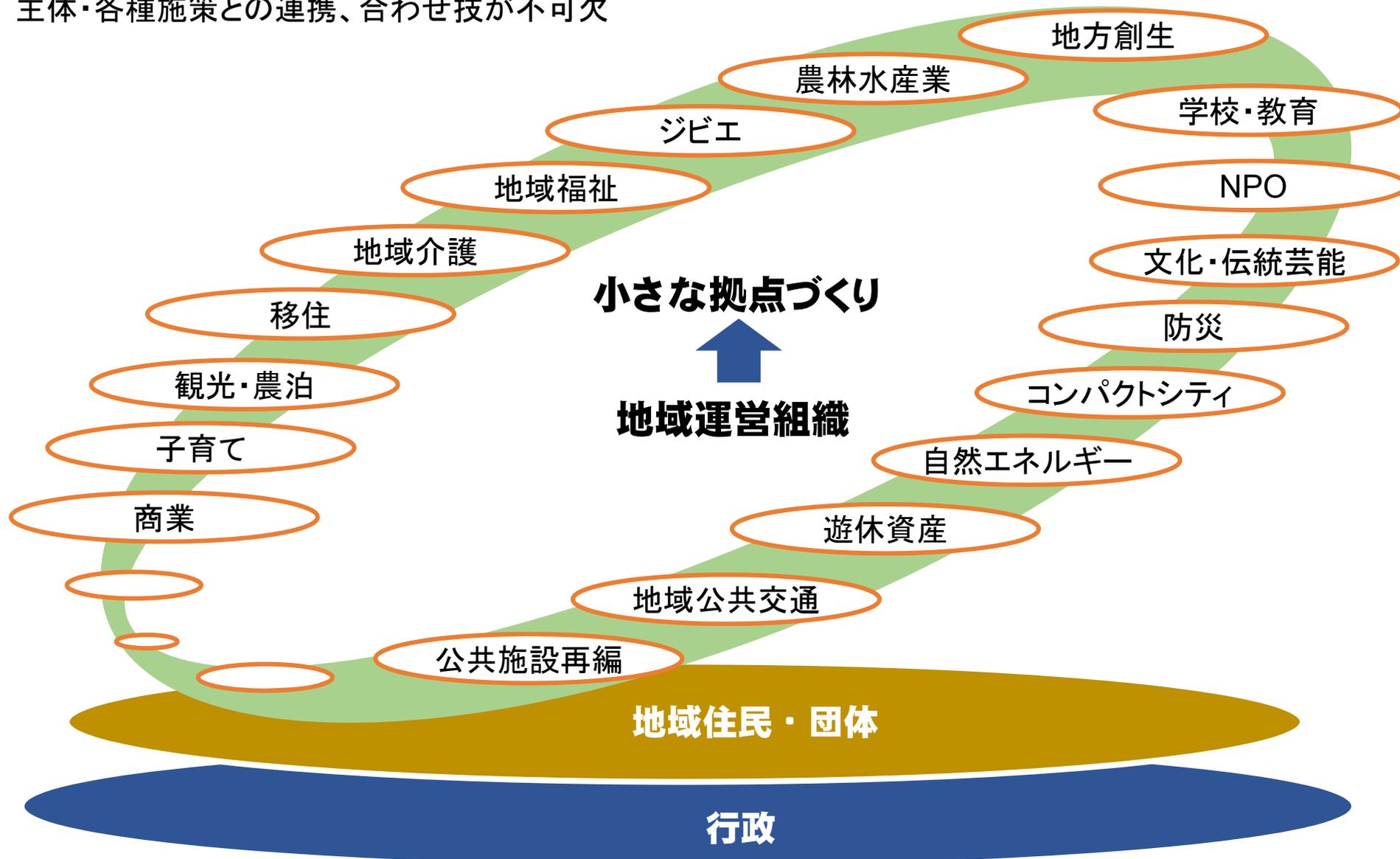
- ・都道府県による市町村職員や住民への研修
- ・市町村による地域づくりを行う団体への研修
- ・地域おこし協力隊や集落支援員の活用
- ・地域運営組織同士の学び合いの場の開催



- ✓ 地域リーダーのみならず、組織の事務局職員の確保・育成をサポート

# 各種施策との連携

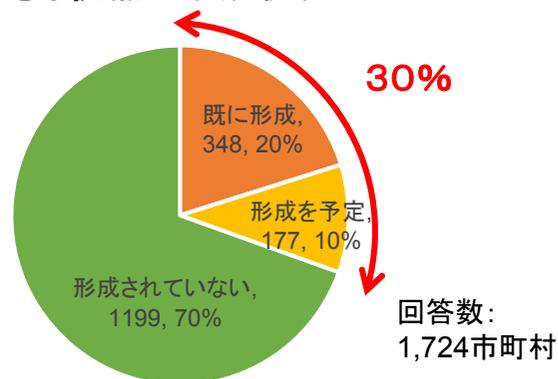
小さな拠点・地域運営組織の形成にあたっては、限られた人材・資金で、地域の課題解決のため、多様な主体・各種施策との連携、合わせ技が不可欠



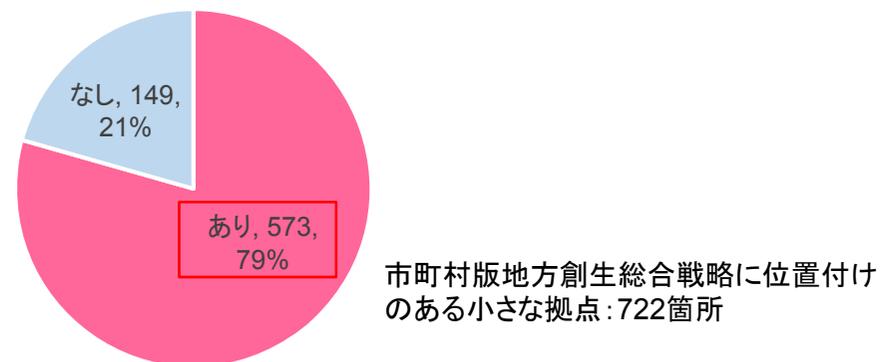
# 小さな拠点づくりに関する実態

- 内閣府の調査で、小さな拠点の形成意向のある市町村は、全体の30%
- 市町村版地方創生総合戦略に位置付けのある小さな拠点の形成数は、全国で722箇所
- 722箇所のうち、79%の箇所で地域運営組織が形成され、小さな拠点を含む集落生活圏の課題解決に取り組んでいる。

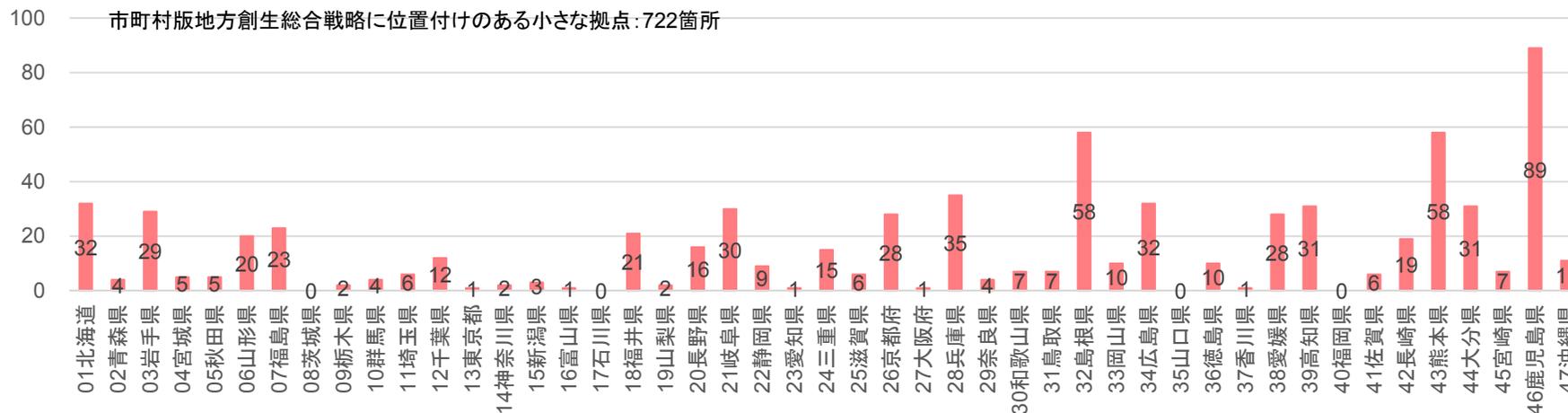
■小さな拠点の形成状況



■小さな拠点における地域運営組織の状況



■都道府県別の小さな拠点の形成状況



出典：「平成28年度小さな拠点の形成に関する実態調査」(平成28年12月内閣府)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/index.html>

# 小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持  
住民の「生活の質」の維持・向上

2020年までに全国で、

- ・小さな拠点を1,000箇所(2016年度 722箇所)
- ・地域運営組織を3,000団体(2015年度 1,680団体) の形成を目指す

## ①情報支援

- ・取組効果の見える化、優良事例の横展開
- ・情報発信・交流のためのポータルサイトの開設(予定)、全国フォーラムの開催など、取組支援のためのプラットフォームづくり
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会の開催(全国キャラバン) など

## ②人材支援

- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
- ・地域運営組織の活動支援のための法人化の促進(法人化に向けたガイドブックの作成、地縁型組織の法人化の促進に向けた具体的な検討等)
- ・地域運営組織を支援する中間支援組織の育成に向けた支援 など

## ③財政支援

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

【主な予算措置】(H29年度予算額)

- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
- ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(1.5億円)
- ・[農水省]農山漁村振興交付金(100.6億円)

【地方財政措置】

- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上(H29年度500億円)

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

# 地域再生法の一部を改正する法律(平成27年8月10日施行)の概要：「小さな拠点」形成

## まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
  - ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

### 「小さな拠点」のイメージ



**地域再生計画**(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 【第5条第4項第5号、第6号】

**I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約** **法律**

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定 【第17条の7】
  - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
  - ・就業機会を創出する施設(地場産品の加工・販売所、観光案内所等)
- ➡ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導 【第17条の8】
- ➡ 農地転用許可・開発許可の特例 【第17条の10、第17条の12】

**II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興** **法律**

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定 【第17条の7】
- ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告 【第17条の9】

**III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保** **法律**

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け 【第5条第4項第6号】
- ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に 【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等) 【第17条の7】

**IV 生活サービスを提供する担い手を確保** **法律**

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に 【第19条】

### 小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援

# 地方創生推進交付金

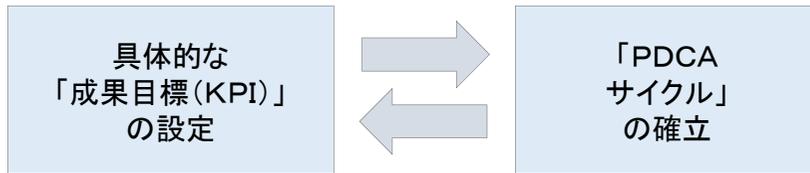
29年度予算額 **1,000億円** (28年度予算額 1,000億円)

## 事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



## 資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

## 対象事業・具体例

- ① 先駆性のある取組
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
  - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等
- ② 先駆的・優良事例の横展開
  - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③ 既存事業の隘路を発見し、打開する取組
  - ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

## 29年度からの運用弾力化

- ① 交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円	(28年度: 4.0億円)
	横展開・隘路打開	1.5億円	(28年度: 1.0億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円	(28年度: 2.0億円)
	横展開・隘路打開	1.0億円	(28年度: 0.5億円)

※所得向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。

- ② ハード事業割合  
計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。ただし、1/2以上になる事業であっても、所得向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

# 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への特例措置（概要）

## 小さな拠点税制【小さな拠点版エンジェル税制】

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づく所定の事業を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、所得税の控除が受けられるようになります。（※H28年度から2年間）

### 小さな拠点の形成の取組の推進

#### 株式会社による事業の実施

##### 【事業のイメージ】

##### ① コミュニティビジネス（実施が必須）

域外からの持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業



- ・地元農産品の販売
- ・農家レストランの運営
- ・地域資源を活用したツアー 等

##### ② 生活サービス等の提供（実施は任意）

拠点等におけるサービス提供や周辺集落との交通ネットワークの確保等

- ・日用品の販売
- ・ガソリンスタンドの運営
- ・コミュニティバスの運行 等

出資

#### 【個人出資者】

（地域住民・地元出身者など）

出資額分（※）を総所得金額から控除することが可能

※ 正確には出資額（1,000万円限度）と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

#### ■主な条件■

- ・集落生活圏（都市計画法の市街化区域及び用途地域以外）において、雇用を創出
- ・設立10年未満

# 地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き

## 1 目的

「小さな拠点」に関し、その内容や進め方について、行政担当者や集落のリーダー・地域住民、支援団体等に理解していただき、「小さな拠点」の立上げや進める際の参考やヒントにしてみよう。

## 2 構成

1. はじめに
2. 小さな拠点づくりのポイント
  - ・地域住民による活動ステップ
  - ・地域住民の暮らしの拠点形成
3. 小さな拠点づくりの具体事例
4. 小さな拠点づくりのQ&A
5. 小さな拠点づくり関連施策の相談窓口



まち・ひと・しごと創生本部HP→施策等→小さな拠点の形成

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakkyoten/index.html>

# 都道府県個別説明会（全国キャラバン）

都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

## 現地調査

各地の小さな拠点や地域運営組織の取組について、現地で調査



## 市町村担当者への説明会

内閣府・内閣官房の施策や、関係省庁の支援策、全国の取組事例について説明



## 県・市町村との意見交換会

都道府県や市町村担当者と、取組内容や地域の抱える課題について意見交換



## 開催状況（平成28年度）

- ✓ 11月22日 福岡県
- ✓ 1月19日 秋田県
- ✓ 1月26日 大分県

- ✓ 2月2日 徳島県
- ✓ 2月6日 香川県
- ✓ 2月13日 京都府

**平成29年度開催受付中**

お問い合わせは、内閣府地方創生推進事務局まで

## 小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地方創生推進交付金 【29予算 1,000億円】	内閣府	官民協働・地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組(政策間連携)、先駆的・優良事例の横展開を支援するもの。地方の先駆的な取組を支援。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 【29予算 4億円】	総務省	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興する取組を支援する。
「小さな拠点」を核とした 「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 【29予算 1.5億円】	国土交通省	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。
農山漁村振興交付金 【29予算 100.6億円】	農林水産省	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援する。

## 小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊	総務省	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員	総務省	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾	総務省	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター	厚生労働省	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。
地域再生マネージャー事業	(一財)地域総合整備財団	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

# 小さな拠点・地域運営組織に関する手引き等

情報提供	担当	概要
<p>住み慣れた地域で暮らし続けるために ～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～（平成28年3月）</p>	<p>内閣官房 内閣府</p>	<p>地域の困りごととその対応について、具体的な事例を数多く紹介した「小さな拠点」づくりの手引き。 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf</a></p>
<p>集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル（平成28年3月）</p>	<p>総務省</p>	<p>住民や市町村が地域運営組織を立ち上げる際の参考資料。 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf</a></p>
<p>「小さな拠点」づくりガイドブック （平成25年3月） 実践編「小さな拠点」づくりガイドブック （平成27年3月）</p>	<p>国土交通省</p>	<p>「小さな拠点」の考え方や具体的な取組手法、先進事例などをまとめたガイドブック。（実践編：モニター調査により得られたノウハウなどをとりまとめた、より実践的な内容のガイドブック。） <a href="http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf</a> <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf</a></p>
<p>活力ある農山漁村づくり検討会報告書 （平成27年3月）</p>	<p>農林水産省</p>	<p>地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対し、実践活動を行う際の参考となる取組のポイントや事例等を紹介。 <a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf">http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf</a></p>